

[事案 2021-67] 新契約取消請求

・令和3年11月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年7月に募集代理店を通じて契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、「元本保証で安心」「銀行預金を移し替えるだけ」等の虚偽の説明を受けて契約した。
- (2)令和2年4月に解約したところ、解約返戻金額は既払込保険料から約5%減っていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、申立人の主張するような説明をした事実はない。
- (2)募集人は、設計書に記載された一覧表により、解約返戻金額が既払込保険料を下回ることを説明しており、申立人は理解したうえで契約している。
- (3)申立人が署名した意向確認書には、解約返戻金額が既払込保険料を下回ることを理解していることが記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による虚偽の説明があったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。